



宮 崎 県 公 報

令和6年7月2日(火曜日)号外 第24号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

条 例	頁
○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例…………… (教育庁) 1	○教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (教育庁) 14

本号で公布された条例のあらまし

◎ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (条例第40号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県プール、宮崎県山之口陸上競技場及び宮崎県山之口投てき練習場を公の施設として設置するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第41号)

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県プール、宮崎県山之口陸上競技場及び宮崎県山之口投てき練習場の設置に伴い、使用料の新設を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

条 例

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第40号

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

教育関係の公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第36号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
区 分 及 び 名 称	位 置	区 分 及 び 名 称	位 置
[略]		[略]	
宮崎県ライフル射撃競技場	[略]	宮崎県ライフル射撃競技場	[略]
		宮崎県プール	同 錦本町4番地1
		宮崎県山之口陸上競技場	都城市山之口町花木2381番地4
		宮崎県山之口投てき練習場	同
宮崎県埋蔵文化財センター	同 佐土原町下那珂字囿4019番地	宮崎県埋蔵文化財センター	宮崎市佐土原町下那珂字囿4019番地

[略]

別表第 2（第 4 条関係）

[略]

宮崎県ライフル射撃競技場

別表第 3（第 6 条関係）

施 設	基 準			
	区分	単位	金額	備考
[略]				
宮崎県 ライフル射撃 競技場	[略]			

[略]

別表第 2（第 4 条関係）

[略]

宮崎県ライフル射撃競技場

宮崎県プール

宮崎県山之口陸上競技場

宮崎県山之口投てき練習場

別表第 3（第 6 条関係）

施 設	基 準			
	区分	単位	金額	備考
[略]				
宮崎県 ライフル射撃 競技場	[略]			
宮崎県 プール	50mプ ール（ 全面）	入場料等 を徴収し ない場合	1 団体 1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に利用 すると き 児童 ・生徒の 団体の その他 の団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	4,800円 以下 9,600円 以下 96,000円 以下
			1 団体 1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に利用 すると き 児童 ・生徒の 団体の その他 の団体 アマチ	9,600円 以下 19,200円 以下 192,000
		入場料等 を徴収す る場合	1 団体 1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に利用 すると き 児童 ・生徒の 団体の その他 の団体 アマチ	9,600円 以下 19,200円 以下 192,000

1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに關し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。
2 「児童・生徒」とは、学校教育法第 1 条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者

		ユアスポーツ以外に利用するとき	円以下	及び未就学の者をいう。 3 1時
50mプール(1レーンあたり)	入場料等を徴収しない場合	1団体1時間につき アマチユアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体 アマチユアスポーツ以外に利用するとき	500円以下 1,000円以下 10,000円以下	間を単位とする利用料金の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
	入場料等を徴収する場合	1団体1時間につき アマチユアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体 アマチユアスポーツ以外に利用するとき	1,000円以下 2,000円以下 20,000円以下	
25mプール(全面)	入場料等を徴収しない場合	1団体1時間につき アマチユアス		

		ポーツ に利用 すると き 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体 アマチ ユアス ポーツ 以外に 利用す るとき	2,400円 以下 4,800円 以下 48,000円 以下
	入場料等 を徴収す る場合	1団体1 時間につ き アマチ ユアス ポーツ に利用 すると き 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体 アマチ ユアス ポーツ 以外に 利用す るとき	4,800円 以下 9,600円 以下 96,000円 以下
25mプ ール（ 1レー ンあた り）	入場料等 を徴収し ない場合	1団体1 時間につ き アマチ ユアス ポーツ に利用 すると き 児童 ・生 徒の 団体 その 他の	300円以 下 600円以 下

		団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	6,000円 以下
	入場料等 を徴収す る場合	1団体1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に利用 すると き 児童 ・生徒の 団体の その他 の団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	600円以 下 1,200円 以下 12,000円 以下
50mプ ール 25mプ ール	個人が利 用する場 合	1人1回 につき 児童・ 生徒 その他 の者	250円以 下 500円以 下
多目的 スタジオ オ	入場料等 を徴収し ない場合	1団体1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に利用 すると き 児童 ・生徒の 団体の その他 の団体 アマチ ュアス ポーツ	675円以 下 1,350円 以下 13,500円 以下

					以外に 利用す るとき	
				入場料等 を徴収す る場合	1団体1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に利用 すると き 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	1,350円 以下 2,700円 以下 27,000円 以下
				トレーニング室	1人1時 間につき 児童・ 生徒 その他 の者	125円以 下 250円以 下
			屋外ク ライミ ングウ ォール	入場料等 を徴収し ない場合	1団体1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に利用 すると き 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	175円以 下 350円以 下 3,500円 以下
				入場料等	1団体1	

		を徴収する場合	時間につき アマチ ュアス ポーツ に利用 するとき 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 利用す るとき	350円以 下 700円以 下 7,000円 以下	
		屋内クライミング ウォール	1人1時 間につき 児童・ 生徒 その他 の者	75円以下 150円以 下	
		会議室	1時間に つき	2,900円 以下	1 1時 間を単 位とす る利用 料金の 額を計 算する 場合に おいて 1時間 に満た ない端 数があ るとき は、そ の端数 は1時 間とす る。 2 1平 方メー トルを 単位と する利 用料金 の額を 計算す
		大会役員室	同	1,400円 以下	
		応接室	同	500円以 下	
		共有エリア	1平方メ ートル1 時間につ き	17円以下	
		音響放送設備	一式1日 につき	2,200円 以下	
		大型表示装置	同	8,800円 以下	

							る場合 におい て1平 方メー トルに 満たな い端数 がある ときは 、その 端数は 1平方 メート ルとす る。	
					駐車場	<p>1 時間に つき</p> <p>普通自 動車（ 乗員定 員11人 以上の もの）</p> <p>普通自 動車（ 乗員定 員10人 以下の もの）</p> <p>大型特 殊自動 車</p> <p>小型自 動車（ 二輪自 動車を 除く。 ）</p> <p>小型特 殊自動 車</p> <p>軽自動 車（二 輪自動 車を除 く。）</p> <p>二輪自 動車</p> <p>原動機 付自転 車</p>	<p>200円以 下</p> <p>100円以 下</p> <p>200円以 下</p> <p>100円以 下</p> <p>100円以 下</p> <p>100円以 下</p> <p>50円以下</p> <p>50円以下</p>	<p>1 1時 間を単 位とす る利用 料金の 額を計 算する 場合に おいて</p> <p>1時間 に満た ない端 数があ るとき は、そ の端数 は1時 間とす る。</p> <p>2 利用 時間が 5時間 を超え る場合 の利用 料金の 額は、 左記金 額に6 を乗じ て得た 額とす る。</p> <p>3 駐車 場の利 用に係 る車両 の種類 は、道</p>

					路整備 特別措 置法施 行令(昭 和31年 政令第 319号) 第9条第 6号に規 定する車 両の種類 による。 ただし、 貨物の運 送の用に 供する普 通自動車 は、普通 自動車(乗 員定員11 人以上の もの)と みなして 適用する。
宮崎県 山之口 陸上競 技場	陸上競 技場	入場料等 を徴収し ない場合	1団体1 時間につ き アマチ ュアスポ ーツに利 用するとき 児童・生 徒の団体 その他の 団体 アマチ ュアスポ ーツ以外 に利用す るとき	1,950円 以下 3,900円 以下 39,000円 以下	1 「入 場料等」 とは、入 場料、会 費、会場 整理費そ の他名称 のいかん を問わず 入場する ことに 関し徴収 される入 場の対価 その他 これに 類する ものを いう。
		入場料等	1団体1		

				を徴収する場合	時間につき アマチュアスポーツに利用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体 アマチュアスポーツ以外に利用するとき	3,900円以下 7,800円以下 78,000円以下	2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者をいう。
				個人が利用する場合	1人1時間につき 児童・生徒 その他の者	90円以下 170円以下	3 1時間を単位とする利用料金の額を計算する場合において
			トレーニングルーム	団体が利用する場合	1団体1時間につき 児童・生徒の団体 その他の団体	520円以下 1,030円以下	1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
				個人が利用する場合	1人1時間につき 児童・生徒 その他の者	100円以下 190円以下	
			会議室	会議室1	1時間につき	820円以下	1 1つの団体が会議室6の一部を独占して利用する場合の利用料金は、当該金額の欄に
				会議室2	同	410円以下	
				会議室3	同	410円以下	
				会議室4	同	410円以下	
				会議室5	同	410円以下	
				会議室6	同	820円以下	
				会議室7	同	820円以下	

					下	掲げる
		会議室 8	同		410円以 下	金額に
		会議室 9	同		410円以 下	、会議
		会議室 10	同		410円以 下	室の2
		会議室 11	同		410円以 下	分の1
						以下の
						面積を
						利用す
						るとき
						は2分
						の1を
						乗じて
						得た額
						(10円
						に満た
						ない端
						数があ
						るとき
						は、そ
						の端数
						は10円
						とする
						。)以
						下とす
						る。
						2 1時
						間を単
						位とす
						る利用
						料金の
						額を計
						算する
						場合に
						おいて
						1時間
						に満た
						ない端
						数があ
						るとき
						は、そ
						の端数
						は1時
						間とす
						る。
		売店スペース		1日につ	650円以	
				き	下	
	附帯設	シャワー	1人1回	につき	110円以	1時間を
	備器具	(温水)	につき		下	単位とす
	(利用		1団体1	につき	550円以	る利用料
	に要す		回につき		下	金の額を
	る消耗	競	椅子	1時間に	10円以下	計算する
	器材は	技		つき		場合にお
	含まな	器	机	同	10円以下	いて1時
	い。)	具	テン	同	40円以下	間に満た

				5分 の1 灯	同	3,110円 以下	
				空調設備			
				会議室 1	同	260円以 下	
				会議室 2	同	260円以 下	
				会議室 3	同	260円以 下	
				会議室 4	同	260円以 下	
				会議室 5	同	260円以 下	
				会議室 6	同	260円以 下	
				会議室 7	同	260円以 下	
				会議室 8	同	260円以 下	
				会議室 9	同	260円以 下	
				会議室 10	同	260円以 下	
				会議室 11	同	260円以 下	
	宮崎県 山之口 投てき 練習場	投てき 練習場	団体が利 用する場 合	1団体1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	同	350円以 下 700円以 下	1 「児 童・生 徒」と は、学 校教育 法第1 条に規 定する 学校（ 大学及 び高等 専門学 校を除 く。） に在学 する者 及び未 就学の 者をい う。
			個人が利 用する場 合	1人1時 間につき 児童・ 生徒 その他 の者	同	60円以下 120円以 下	2 1時 間を単 位とす る利用 料金の 額を計 算する 場合に
		附帯設 備器具 (利用 に要す る消耗 器材は 含まな い。)	競技 器具	椅子	同	10円以下	
				机	同	10円以下	
				テ ン ト	同	40円以下	
				その 他の 器具 類	同	20円以下	
				競技 器具 一式	同	780円以 下	
			照明設備		同	1,190円 以下	

				児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す るとき	4,800円 9,600円 96,000円	のいか んを問 わず入 場する ことに 関し徴 収され る入場 の対価 その他 これに 類する ものを いう。 2 「児 童・生 徒」と は、学 校教育 法第1 条に規 定する 学校（ 大学及 び高等 専門学 校を除 く。） に在学 する者 及び未 就学の 者をい う。 3 1時
			入場料 等を徴 収する 場合	1 団体1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に使用 すると き 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す るとき	9,600円 19,200円 192,000 円	間を単 位とす る使用 料の額 を計算 する場 合にお いて1 時間に 満たな い端数 がある ときは 、その 端数は 1時間 とする 。
50 m プ ニ ル （ 1 レ ニ ン あ た り ）	入場料 等を徴 収しな い場合	1 団体1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に使用 すると き 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体 アマチ ュアス ポーツ	500円 1,000円 10,000円			

					以外に 使用す るとき
	入場料 等を徴 収する 場合	1団体1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に使用 すると き 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す るとき			1,000円 2,000円 20,000円
25 m ブ ニ ル （ 全 面 ）	入場料 等を徴 収しな い場合	1団体1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に使用 すると き 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体 アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す るとき			2,400円 4,800円 48,000円
	入場料 等を徴 収する 場合	1団体1 時間につ き アマチ ュアス ポーツ に使用			

		ユアスポーツ以外に使用するとき	
50m プニル 25m プニル	個人が使用する場合	1人1回につき 児童・生徒 その他の者	250円 500円
多目的スタジオ	入場料等を徴収しない場合	1団体1時間につき アマチユアスポーツに使用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体	675円 1,350円 13,500円
	入場料等を徴収する場合	1団体1時間につき アマチユアスポーツに使用するとき 児童・生徒の団体 その他の団体 アマチ	1,350円 2,700円 27,000円

		ユアス ポーツ 以外に 使用す るとき	
	トレーニング 室	1人1時 間につき 児童・ 生徒 その他 の者	125円 250円
屋 外 ク ラ イ ミ ン グ ウ ェ ニ ル	入場料 等を徴 収しな い場合	1団体1 時間につ き アマチ ユアス ポーツ に使用 すると き 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体 アマチ ユアス ポーツ 以外に 使用す るとき	175円 350円 3,500円
	入場料 等を徴 収する 場合	1団体1 時間につ き アマチ ユアス ポーツ に使用 すると き 児童 ・生 徒の 団体 その 他の 団体 アマチ ユアス ポーツ 以外に 使用す	350円 700円 7,000円

		るとき			
	屋内クライ ミングウォ ール	1人1時 間につき 児童・ 生徒 その他 の者	75円 150円		
	会議室	1時間に つき	2,900円		1 1時 間を単 位とす る使用 料の額 を計算 する場 合にお いて1 時間に 満たな い端数 がある ときは 、その 端数は 1時間 とする
	大会役員室	同	1,400円		
	応接室	同	500円		
	共有エリア	1平方メ ートル1 時間につ き	17円		
	音響放送設 備	一式1日 につき	2,200円		
	大型表示装 置	同	8,800円		2 1平 方メー トルを 単位と する使 用料の 額を計 算する 場合に おいて 1平方 メート ルに満 たない 端数が あると きは、 その端 数は1 平方メ ートル とする
	駐車場	1時間に つき 普通自 動車（ 乗員定	200円	使用 終了 の時	1 1時 間を単 位とす る使用 料の額

				員11人以上のもの)		を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
				普通自動車(乗員定員10人以下のもの)	100円	
				大型特殊自動車	200円	
				小型自動車(二輪自動車を除く。)	100円	2 使用時間が5時間を超える場合の使用料の額は、左記金額に6を乗じて得た額とする。
				小型特殊自動車	100円	
				軽自動車(二輪自動車を除く。)	100円	
				二輪自動車	50円	
				原動機付自転車	50円	3 駐車場の使用に係る車両の種類は、道路整備特別措置法施行令(昭和31年政令第319号)第9条第6号に規定する車両の種類による。ただし、貨物の運送の用に供する普通

							自動車は、普通自動車（乗員定員11人以上のもの）とみなして適用する。
7	陸上競技場使用料	陸上競技場	入場料等を徴収しない場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに使用するとき 児童・生徒の団体のその他の団体 アマチュアスポーツ以外に使用するとき	1,950円 3,900円 39,000円	使用許可の時	1 「入場料等」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。
			入場料等を徴収する場合	1団体1時間につき アマチュアスポーツに使用するとき 児童・生徒の団体のその他の団体 アマチュアスポーツ以外に使用するとき	3,900円 7,800円 78,000円		2 「児童・生徒」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に在学する者及び未就学の者をいう。

						10円とする。)とする。 る。 2 1時 間を単位とする 使用料の額を計算 する場合において1 時間に満たない端数 があるときは、その 端数は1時間とする 。
	売店スペース		1日につき	650円		
	附帯設備器具	シャワー（温水）	1人1回につき 1団体1回につき	110円 550円		1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。
		競技器具	椅子 机 テント	1時間につき 同 同	10円 10円 40円	
	（使用に要する消耗器材は含まない。）	走高跳器具	1組1時間につき	90円		
		棒高跳器具	同	90円		
		ハニドル	同	90円		
		写真判定装	一式1時間につき	2,430円		

					置 そ の 他 の 器 具 類	1 時間 につき	20円
					競 技 器 具 一 式 (た だ し 、 写 真 判 定 装 置 を 除 く 。)	同	780円
					放 送 設 備	1 時間 につき アマチ ュアス ポー ツに 使用 する とき アマチ ュアス ポー ツ以 外に 使用 する とき	780円 1,570円
					大 型 映 像 装 置	1 時間 につき	9,490円
					照 明 設 備 陸 上 競 技 場	同	15,510円
					全 灯	同	7,760円
					2	同	7,760円

				分 の 1 灯	同	5,170円		
				3 分 の 1 灯	同	3,110円		
				5 分 の 1 灯	同			
				空調設 備				
				会議 室1	同	260円		
				会議 室2	同	260円		
				会議 室3	同	260円		
				会議 室4	同	260円		
				会議 室5	同	260円		
				会議 室6	同	260円		
				会議 室7	同	260円		
				会議 室8	同	260円		
				会議 室9	同	260円		
				会議 室10	同	260円		
				会議 室11	同	260円		
	8	投 てき 練習 場使 用料	投 てき 練習 場	団体が 使用す る場合	1団体1 時間につ き 児童・ 生徒の 団体 その他 の団体	350円 700円	使用 許可 の時	1 「児 童・生 徒」と は、学 校教育 法第1 条に規 定する 学校（ 大学及 び高等 専門学 校を除 く。） に在学 する者
				個人が 使用す る場合	1人1時 間につ き 児童・ 生徒 その他 の者	60円 120円		
		附 帯	競 技	椅子	1時間に つき	10円		

			設 備	器 具	机	同	10円		
			(使用に要する消耗器材は含まない。)	器具類	テ	同	40円		
					ン				
					ト				
					そ の 他 の 器 具 類	同	20円		
		競 技 器 具 二 式	同	780円					
		照 明 設 備	同	1,190円					
及び未就学の者をいう。 2 1時間を単位とする使用料の額を計算する場合において1時間に満たない端数があるときは、その端数は1時間とする。									
6~9 [略]					9~12 [略]				

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

